

居宅介護支援

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、村上市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒958-0809 村上市下相川316番地2
代表者（職名・氏名）	会長 会田 健次
設立年月日	平成20年4月1日
電話番号	(0254) 53-3467

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	村上市社会福祉協議会 居宅介護支援 あさひ	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒958-0292 村上市岩沢5611番地	
電話番号	(0254) 75-5444	
指定年月日・事業所番号	平成20年4月1日指定	1571200797
管理者の氏名	太田 知子	
通常の実業の実施地域	村上市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自

身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけでなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。
- 当事業所の前6か月間に作成したサービス割合、同一事業所の提供割合（上位3位まで）について説明いたします。（別紙1参照）

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始を除きます。
営業時間	午前 8時30分 から 午後 5時15分 まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。 電話 080-9544-2476

6. 事業所の職員体制

従業員の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者（介護支援専門員と兼務）	1人		1人
介護支援専門員	3人		3人

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができる場

合があります。

(お支払い方法については当居宅介護支援事業所にお問い合わせください。)

○ 居宅介護支援の利用料

別紙 2 参照

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名 _____

連絡先電話番号 (0254) 75 - 5444 _____

10. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

苦情受付窓口	居宅介護支援 あさひ	管理者	太田 知子
		電話番号	(0254) 75 - 5444
	村上市社会福祉協議会 介護事業課	電話番号	(0254) 75 - 5202

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	村上市介護高齢課 介護保険室	電話番号 (0254) 53 - 2111
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 (025) 285 - 3022

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、「9. 担当の介護支援専門員」に記載の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。

12. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

虐待防止に関する担当者は、【介護支援専門員 本間 善之】です。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住 所 村上市下相川316番地2
事業者（法人）名 社会福祉法人 村上市社会福祉協議
会

代表者職・氏名 会 長 会 田 健 次
印

説明者職・氏名 介護支援専門員
印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所
氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住 所
氏 名 印
本人との続柄

立 会 人 住 所
氏 名 印